



ご存知ですか？障害のある方等への手当について

障害者（児）又はその介護者の方に次の手当を支給しています。

▶地域福祉課（☎64・3204）

障害者福祉金

対象者

市内に1年以上住所を有し、次の障害者手帳をお持ちの方（障害関係施設入所者は、市が援護している方に限る）

支給額

【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者】月額3,000円

【身体障害者手帳3級、療育手帳B1判定、精神障害者保健福祉手帳2級所持者】月額1,500円

【身体障害者手帳4級、療育手帳B2判定所持者】月額750円
※申請月の翌月分から支給します。

支給月 8月、2月

特別障害者手当

対象者

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方
※社会福祉施設に入所している場合等、対象とならない場合があります。

支給額 月額27,300円

支給月 5月、8月、11月、2月

重度心身障害者介護手当

対象者

65歳未満の障害者で、居宅で6カ月以上常時寝たきり又はこれと同様の状態にあり、日常生活において常時介護を必要とする重度の心身障害者を介護する方

※障害者が過去1年間に自立支援給付サービス（自立支援医療費、補装具費の支給を除く）を受けている場合や、市町村民税課税世帯の場合等、対象にならない場合があります。

支給額 年額10万円

支給月 2月 ※1月から12月までの手当を翌年2月に支給します。

障害児福祉手当

対象者

精神又は身体に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の方
※社会福祉施設に入所している場合等、対象にならない場合があります。

支給額 月額14,850円

支給月 5月、8月、11月、2月



スズメバチにご注意ください

スズメバチ対策（ハチ取り器）

3月から4月にかけて、冬眠から目覚めた女王バチは巣作りのために活動を始めます。女王バチを捕まえて、巣作りを事前に食い止めるため、「ハチ取り器」等を活用してください。ただし、巣が完成すると女王バチは巣から出てこなくなり働きバチしか飛来しなくなるため、逆にハチを引き寄せることになるので「ハチ取り器」の設置はやめてください。

「ハチ取り器」はホームセンター等でも購入できますが、ご自宅にある物で作ることが可能です。（作り方は市ホームページで紹介しています）



「ハチ取り器」の例

スズメバチの駆除費用を補助します

スズメバチの巣の駆除に係る費用の一部を補助します。
※補助対象外となる場合があるため、必ず、事前に環境課にご相談ください。

補助対象 次の全ての要件を満たすもの

- ①活動中のスズメバチの巣（アシナガバチ等は対象外）
- ②個人所有の「住居」・「住居と同一敷地内にある納屋、庭等」に営巣されたもの。
「空き家」の場合は住居、公園等からおおむね10メートル以内に営巣されたもの
※田畑、山林、事業に供する建物等に営巣されたものは対象外
- ③市の指定業者に依頼した駆除

補助金額 駆除に要した費用の2分の1（千円未満の端数は切り捨て上限1万円）
※ただし、予算の範囲内に限ります。

交付申請 駆除した日から30日以内又は3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

駆除費用 市では標準料金の設定はしていません。事前に複数の指定業者へご確認ください。

指定業者

※届け出順

指定業者名	電話番号
(株)ホームトータル消毒	☎0790・49・2598
(有)ダスキン赤とんぼ	☎0791・75・2212
昭和駆除(株)	☎079・294・3425
兵庫県環境サービス(株)	☎079・437・4814
衛生管理(株)	☎079・230・0333
タイシ消毒	☎079・276・5583
エース消毒(株)	☎079・297・6844
環境管理(株)	☎079・240・7769
神姫警備保障(株)	☎079・231・0440
(株)ダスキンユニオン飾磨支店	☎079・234・7344

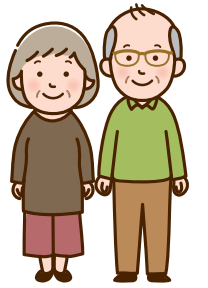
※指定業者は随時更新していますので、環境課へご確認ください。

▶環境課（☎64・3150）



令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は2年ごとに見直されます。



兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和4・5年度	50,147円	10.28%	66万円
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円

兵庫県の令和4年度保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。

均等割額	+	所得割額	=	保険料額（年額）
50,147円		（総所得金額等 ^{（注）} －43万円）×所得割率10.28%		（上限66万円）

（注）総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。ただし、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額等）は含みません）

保険料額の通知について

個人ごとの保険料額は、7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

所得の低い方の軽減（令和4年度）

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和3年中の総所得金額等が基準額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準額以下の世帯	軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（43万円）＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	7割（15,044円）
基礎控除額（43万円）＋28.5万円×被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	5割（25,073円）
基礎控除額（43万円）＋52万円×被保険者数＋10万円×（年金・給与所得者数－1）	2割（40,117円）

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、年額25,073円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

▶国保医療年金課（☎64・3240）、地域振興課（☎75・0253）、地域振興課（☎72・2523）、地域振興課（☎322・1451）、兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター）（☎078・326・2021）